

# 令和2年度事業報告書

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

一般社団法人 日本レコード協会

## 目 次

- [1] レコードの普及に関すること…………… 1～2
  - 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の促進
  - 2. 業界広報の強化
  - 3. 需要喚起関連事業
  - 4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
  - 5. 日本音楽の海外展開の促進
  - 6. RIAJ セミナーの開催
  - 7. 音楽権利情報データベースの充実
  
- [2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集…………… 2～3
  - 1. 市場調査、産業統計の充実
  - 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施
  
- [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること…………… 3
  - 1. 「文化庁芸術祭」への協力
  - 2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催
  
- [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること…………… 3～4
  - 1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化
  - 2. 啓発キャンペーン等の周知活動
  - 3. 著作権教育活動の実施
  - 4. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備を求める活動
  - 5. レコードの業務上の演奏利用から適正な対価が還元される法制度創設に向けた活動
  - 6. 「バリューギャップ」問題の解決に向けた活動
  - 7. 放送の同時送信に関する集中管理事業の推進
  - 8. 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への参加
  
- [5] レコード等に関するデータの公表…………… 5
  - 1. 出版物の刊行
  - 2. ホームページの運営
  
- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決め  
ならびに徴収および分配…………… 5
  
- [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送  
信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 5

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取り組み
  2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進
- [ 8 ] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 5
- [ 9 ] 私的録音補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配…………… 5～6
- [ 1 0 ] その他…………… 6
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
  2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
  3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
  4. 業界規格（RIS）の制定と改正
  5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
  6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
  7. 80周年事業

以上

## 令和 2 年度事業報告書

令和 2 年の市況を振り返ると、音楽配信売上が昨年に続き 700 億円を超え 783 億円（前年比 111%）となり、7 年連続のプラス成長と好調に推移した。特にストリーミング市場は前年比 127%の 589 億円に伸長して音楽配信市場におけるシェアが 75%に拡大し、ダウンロード市場（179 億円）の約 3 倍となった。他方、音楽ソフト（オーディオレコード+音楽ビデオの合計）の生産金額は、新型コロナウイルス流行による制作・販売等への影響でオーディオレコードが前年比 85%の 1,299 億円、音楽ビデオが前年比 85%の 645 億円と苦戦し、合計の年間生産金額は前年比 85%の 1,944 億円に留まった。この結果、音楽ソフトの生産金額と音楽配信売上の合計は前年比 91%の 2,727 億円となり、依然として厳しい業界環境が続いた。

このような環境下、当協会では、担う役割を 3 つ（①業界の収益を「伸ばす」、②違法を「なくす」、③レコード産業からのメッセージを「伝える」）に整理し、優先度を付けて以下の事業に取り組んだ。

### 〔事業活動〕

#### 〔1〕レコードの普及に関すること

##### 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進

- (1) 会員各社の再販弾力運用の取組みを報告書にとりまとめ、3 月に公正取引委員会へ提出し、当協会ホームページで公表した。
- (2) ユーザーへの還元施策の一環であるインターネット廃盤セールについては、コロナ禍の影響等から出品数の大幅な減少が見込まれたため、今年度の開催は見送った。

##### 2. 業界広報の強化

正規音楽サービスの利用を阻害する違法音楽アプリの利用抑止に向けて、以下の具体策を検討して実施した。

- ①違法音楽アプリの利用実態と正規音楽利用に対する影響を調査するため、有識者による調査委員会を設置し、実態調査を実施し、その結果を公表した。
- ②殊更に利用者を違法コンテンツに誘導するリーチサイト・リーチアプリ規制を含む改正著作権法の施行にあわせて、特設サイト「あの音楽アプリは、もう違法。」を開設した。新たに制作した啓発映像を当協会公式 YouTube チャンネル、Twitter、特設サイトで公開し、プレスリリースの発信や SNS 展開による情報拡散を行い、メディア露出を図った。
- ③改正著作権法施行や当協会啓発活動の効果を把握するため、施行前後の違法音楽アプリ利用者の動向を把握する調査を行った。その結果、46%の利用者が改正著作権法を認知しており、施行された 10 月以降の違法音楽アプリ利用者数は、令和 2 年 3 月調査と比較して 1/4 にまで減少（246 万人から 64 万人に減少）したことがわかった。この調査結果を報告書にとりまとめ、公表した。

##### 3. 需要喚起関連事業

ヒットの指標を示し、ストリーミング市場の更なる活性化を図る目的で、4 月度よりストリーミング認定の公表を開始した。令和 2 年度ストリーミング認定作品は、プラチナ 39 作品、ゴールド 116 作品、シルバー 243 作品となった。

##### 4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

ストリーミング賞新設等の見直しを行い、第 35 回となる「日本ゴールドディスク大賞」各賞を 3 月 15 日に発表した。ストリーミング賞新設に伴う複数 DSP (Digital Service Provider) と連携したプレイリストの展開や公式サイトにおけるアーティスト情報、コメント動画の掲載等を行った。

#### 5. 日本音楽の海外展開の促進

会員各社の海外展開を支援する施策は、平成 29 年度から一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団 (JMCE) に一本化しており、今年度は下記施策の実施を支援した。

- (1) 新型コロナウイルス流行により初のオンライン開催となった JMCE 主催「第 17 回東京国際ミュージックマーケット (TIMM)」(11 月 4 日～6 日開催) への運営支援を行った。3 日間累計の延べ来場者数は 20,000 名を超え、海外バイヤーや出展者関係者、音楽業界のビジターやメディア関係者等約 1,000 名が参加した。また、特設サイト「TIMM ONLINE」上で、海外バイヤーと出展者との商談・ネットワーキング、8 本のビジネスセミナーや 22 本の出展者・バイヤープレゼンテーションの配信、15 組のアーティストによるショーケースライブの配信を展開した。
- (2) JMCE が平成 30 年 2 月から運営する海外向けアニソンサイト「JAM LAB.(Japan Anime Music Lab.)」の 3 月 31 日時点での PV 数は 169,988PV、サイトへの登録者数は 542 名となった。

#### 6. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に計 6 回オンラインで開催した。

- ① 6 月 24、25 日「音楽メディアユーザー実態調査 報告書レビュー」
- ② 8 月 5 日「新入社員合同研修会」
- ③ 9 月 15 日「コロナ禍における労務管理」
- ④ 12 月 10 日「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) について」
- ⑤ 2 月 24 日「メンタルヘルスの基礎知識～コロナ禍でのメンタルヘルス対策～」
- ⑥ 3 月 24 日「レコード倫理審査会勉強会」

#### 7. 音楽権利情報データベースの充実

- (1) 「Music J-CIS (Music Japan-Copyright Information Service) 協議会」の構成団体として活動を行った。音楽権利情報データベースを充実させるため、今年度発売新譜等の楽曲情報取り込みを実施した。その結果、今年度末時点での収録楽曲総件数は約 558 万件まで拡大した (前年度末約 548 万件)。
- (2) 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間にわたり文化庁が実施した「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」の成果を受けて、文化庁は令和 2 年度に「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」を実施した。当協会は、実施主体として設置された権利情報集約化等協議会に参加しニーズと課題を検証した。また、文化庁の権利情報集約化等実証事業の成果を継承し、その取り組みを民間で継続するため、Music J-CIS 協議会を令和 3 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行する手続きを行った。

### [2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

#### 1. 市場調査、産業統計の充実

音楽パッケージソフトの月別生産実績ならびに四半期毎の音楽配信売上実績を集計

し公表した。

## 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

「2020年度音楽メディアユーザー実態調査」を実施し、ユーザーの音楽利用実態の推移や音楽消費の変化に関する定点調査に加え、コロナ禍に伴う生活様式の変化や影響調査を行い、報告書に取りまとめた。会員社向けの報告会は、令和3年4月にオンラインで実施した。

## [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

### 1. 「文化庁芸術祭」への協力

「第75回文化庁芸術祭」のレコード部門申請窓口として69作品を参加申請し、参加が承認された36作品の中から芸術祭大賞1作品、優秀賞3作品が選出された。

### 2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、今年度は開催を見送った。

## [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

### 1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化

(1) 違法対策の専任組織「著作権保護・促進センター(CPPC)」において継続実施している動画共有サイト、ストレージサービス等に対する違法アップロードファイルの削除要請件数は、前年度比77%の約85万9千件となった(前年度約111万件)。

(2) 海外サイトへの削除要請については、IFPIとの協働により、違法音楽アプリやリーチサイトにリンクする違法ファイル蔵置先であるストレージサービスおよびCDN(Content Delivery Network)への対策を継続実施した。

(3) スマートフォン向けアプリストア運営事業者に対する違法音楽アプリの削除要請を実施(App Store: 20件、Google Play: 0件、合計20件)し、今年度末の時点でApp StoreおよびGoogle Playストアには削除対象となる音楽アプリは皆無となった。

また、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会(JAA)と一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)へ違法音楽アプリへの広告出稿停止の要請をJASRACと連名で文書にて行った。

併せて、違法音楽アプリのリストを、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)を通じて広告関係団体へ定期的に提出し、当該団体会員社とリストの共有を図り、対象アプリへの広告出稿を行わないよう依頼を行った。

(4) 違法音楽アプリについて、アプリストア側との協議により、懸案となっていた削除申請からアプリ削除までの期間が平均5.1日(前年度平均33日)と大幅に短縮された。

(5) 音楽ファイルの違法アップローダーや海賊版の頒布者に対する当協会会員社の告訴件数は10件であった(前年度実績15件)。

(6) P2Pファイル共有ソフトの悪質利用者について、プロバイダに対し発信者情報開示請求および非開示利用者の氏名等の開示請求訴訟の提起を行った。前年度非開示の回答があった5IPについて、ISP3社に対して開示請求訴訟を提起し、3社ともに開示を命ずる判決を得た。また、新たにファイル共有ソフト悪質利用者37IPについてISP19社に対して発信者情報開示請求を実施した。

## 2. 啓発キャンペーン等の周知活動

前掲のとおり、改正著作権法の施行にあわせて特設サイト「あの音楽アプリは、もう違法。」を開設する等の啓発 PR 施策を検討し、実施した。

## 3. 著作権教育活動の実施

### (1) 大学寄附講座の開設

レコード産業・著作権制度への若年層の理解を深めることを目的とした大学寄附講座「情報化社会におけるエンターテインメントビジネスと著作権」を、今年度から明治大学で開講し、全 14 コマをオンライン形式で実施した。履修生・聴講生数は 269 名（平均閲覧ビュー数 262 回）となった。

(2) 主に中高生を対象に行っている職場訪問・出張授業対応実績は、コロナ禍によるキャンセルが相次ぎ 3 校 331 名となった。

(3) 音楽が制作される過程を学び、さらに上質な環境で音楽を体感する機会の提供を目的として、中高生を対象としたレコーディングスタジオ体験学習プログラムに、3 校 21 名の学生が参加した。

(4) 改正著作権法の施行に伴い、著作権啓発パンフレットおよび協会オフィシャルサイトのリニューアルを実施。著作権啓発パンフレットは、文化庁主催著作権セミナー等で累計 1,049 部を配布した。

(5) 著作権啓発映像の全面リニューアルを実施し、「著作権解説編」「レコード会社の仕事編」の映像を当協会公式 YouTube チャンネルおよび公式サイトで公開した。また、本映像の抜粋版が、教育芸術社教科書準拠の中学生用副教材「中学生の音楽鑑賞 2・3 年」に収録され全国の中学校に向けて発売された。

## 4. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備を求める活動

「知的財産推進計画 2020」の方針に基づき、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に令和 2 年度中に必要な措置が講じられる予定だったが、令和 3 年度に持ち越しとなった。

## 5. レコードの業務上の演奏利用から適正な対価が還元される法制度創設に向けた活動

「知的財産推進計画 2021」の策定に関する意見書において、権利創設を要望した。

## 6. 「バリューギャップ」問題の解決に向けた活動

大量の無料投稿動画を公開して大きなビジネスを行う動画サイト運営事業者に係る法的ルールの見直しなど、いわゆる「バリューギャップ」問題の解決を図るため、「知的財産推進計画 2021」の策定に関する意見書において、動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し検討を要望した。

## 7. 放送の同時送信に関する集中管理事業の推進

文化庁著作権分科会で放送番組同時配信等に関する権利処理の円滑化について検討が行われ、集中管理下のレコードは権利切下げの対象外とし、専ら集中管理対象外のレコードについてのみ補償金付き権利制限を行うとの結論になった。

## 8. 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への参加

授業目的公衆送信補償金の指定管理団体に参加し、補償金制度の仕組み作り、補償金規程案の策定、運営支援等を行った。なお、当該補償金制度は、令和 2 年 4 月に施行されたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス流行により、特例的に補償金額が無償とされたが、令和 3 年度以降の補償金額が文化庁長官に認可された。

[5] レコード等に関するデータの公表

1. 出版物の刊行

機関誌「THE RECORD」を隔月発行に変更し、会員社、関係団体、官公庁、マスメディア、業界関係者などに配布した。また、毎年発行している年間統計資料集「日本のレコード産業 2021」は、3月に日本語版を発行した。英語版・中国語版の発行は4月以降の予定。

2. ホームページの運営

当協会の活動とレコード産業に関する様々な情報を幅広く提供した。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送二次使用料収入の安定的確保

(1) 今年度以降の二次使用料について、一般社団法人衛星放送協会との間で3年契約の合意が調った。また、日本放送協会と来年度以降の新契約について、協議を開始した。

(2) 二次使用料・複製使用料等の徴収額の合計は84億4,600万円(前年度比1.9%増)、権利者分配額は79億6,000万円(前年度比2.2%増)となった。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. ネット配信にかかる集中管理に関する取組み

(1) ネット独自番組の放送型配信(ウェブキャスト)について、11月から管理事業を開始した。

(2) 放送番組ネット配信に係る集中管理範囲を番組ダイジェスト、スピンオフ等の派生コンテンツに拡大する運用を開始した。

2. 教育・文化・ブライダル分野のレコード利用集中管理事業の推進

(1) ブライダルに係るレコードの複製利用について、今年度の使用回数はコロナウィルス流行により大きな影響を受けて98,520回(前年度比70.4%減)、徴収額は1億6,010万円(前年度比59.8%減)となった。

(2) NHK放送コンテスト・バトントワーリング大会に係るレコードの複製利用についても、大会中止等の影響を受けて、今年度の許諾件数は514曲(前年度比47.7%減)、徴収額は626万円(前年度比57.7%減)となった。

(注:上記金額は、いずれも前項[6](2)記載の合計徴収額の内数である)

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

徴収額は6億4,200万円(前年度比29.1%減)、権利者分配額は5億6,600万円(前年度比28.8%減)となった。

[9] 私的録音補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)から440万円(前年度比33.3%減)

を受領し、380万円（前年度比29.6%減）を権利者に分配した。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の表明を行った。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体、ならびにIFPIおよびRIAA等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を実施した。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

会員社から発売された全邦楽作品6,499点について審査を行った。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

国際標準化機構（ISO）におけるISRC国際規格（ISO3901）改訂に伴い、RIS規格「国際標準レコーディングコード（RIS503）」「ISRC附番規則（RIS503別冊）」「ISRC管理運営規程（RIS505）」「ISRC運用基準（RIS505別冊1）」および「ISRCマネージャー管理運用規程（RIS505別冊2）」の改訂を行った。主な改正点はコード要素の変更と「ISRCマネージャー」制度の導入であり、ISRCマネージャーは1月から運用を開始した。また、レコード商品マスタ用オンラインデータ交換フォーマット（RIS504）別冊「各種コード一覧表」の改訂を行った。

5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

今年度は、Uプランの新規発行件数が32件（前年度31件）、Jプランの発行曲数が15,867曲（前年度15,011曲）となり、その結果、3月末時点の累計は登録者コード発行件数が1,918件、個別コード発行曲数が259,391曲となった。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

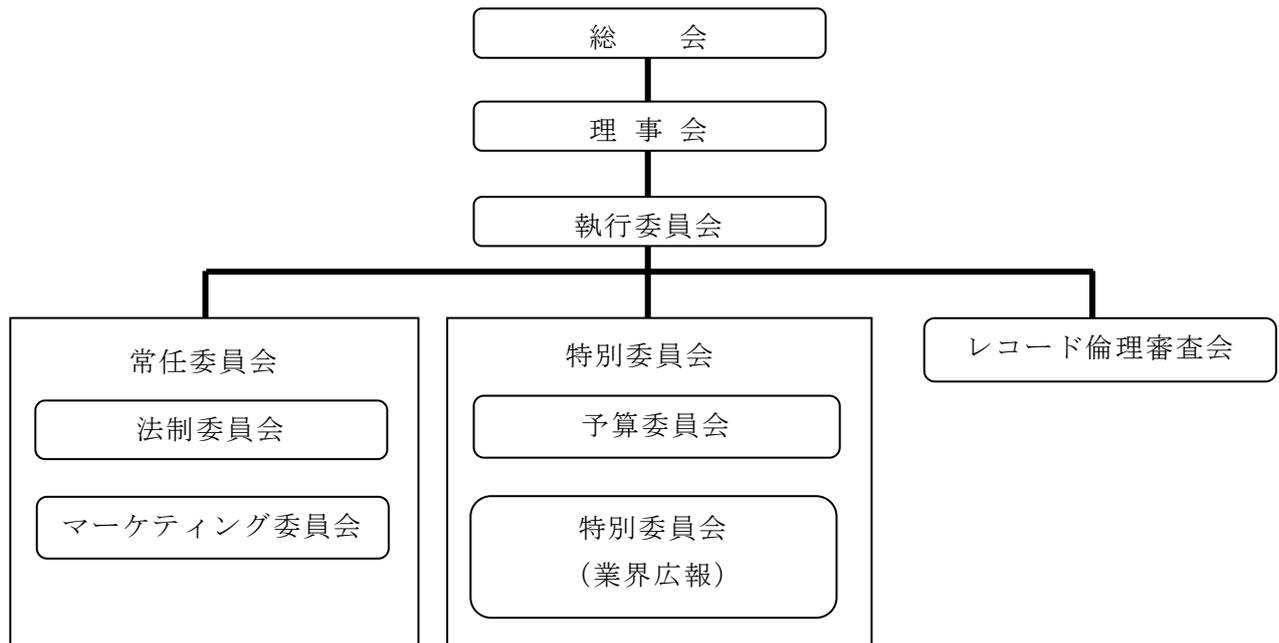
今年度（第58回）は、3,960枚の音楽CDを全国救護施設協議会会員施設180箇所へ寄贈した。

7. 80周年記念事業

80周年特別委員会（仮称）を設置し記念事業等の検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス流行により特別委員会の設置を来年度に延期した。

〔運営体制〕

今年度における当協会の運営体制は次の通りである。



以上